

おとふけ飲食店応援クーポン券取扱店募集要項

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の変化に伴い、経営状況が悪化した町内の飲食業者を支援するため、おとふけ飲食店応援クーポン券を交付する事業を行うことにより、音更町内における消費の喚起及び下支えすることを目的に「おとふけ飲食店応援クーポン券」を発行する。

2. 商品券の概要

- (1) 名称 おとふけ飲食店応援クーポン券（以下「クーポン券」という。）
- (2) 発行者 音更町
- (3) 取扱期間 令和2年7月1日（水）～令和2年9月30日（水）
- (4) 額面 500円（全町民1人に500円×2枚＝1,000円）
- (5) 発行予定額 4,450万円（89,000枚）
- (6) 交付方法 引換券を全世帯に郵送。町内7郵便局、町内公共施設で引換。

3. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) クーポン券は、飲食又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
- (2) クーポン券の第三者への転売・譲渡及び換金を行うことはできません。
- (3) クーポン券額面以下の使用の場合であっても、お釣りはお渡しできません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 有効期限を過ぎたクーポン券は受け取ることはできません。
- (6) クーポン券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対し、発行者はその責を負いません。

4. 取扱店の登録資格等

音更町内で飲食業（主としてお客様の注文に応じ飲食料品をその場所で飲食させる事業所）を行っている方で、クーポン券での取扱いができる事業者とします。

ただし、次の事業者を除きます。

- (1) 持ち帰り専門店
- (2) 配達飲食サービス店

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、配布されるポスター、ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだクーポン券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに音更町の担当部署に報告してください。
- (3) クーポン券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄

に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。

(4) クーポン券の再利用及び売買は行なわないでください。

(5) 利用者から受け取ったクーポン券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

6. 申込について

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、「おとふけ飲食店応援クーポン券」取扱同意書兼申込書（以下申込書という）に必要事項を記入し、音更町商工会へFAX、郵送又は持参ください。また、町内に複数の店舗を持つ事業所であっても、店舗ごとに申込書を作成のうえ、提出してください。登録料は無料です。

なお、申込書は音更町商工会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申込期間

令和2年6月8日（月）まで（必着）

※申込は6月9日以降も受付できますが、「引換券」の送付時に同封する「おとふけ飲食店応援クーポン券取扱店」一覧表など紙媒体への記載ができない場合があります。あらかじめご了解ください。

(3) 取扱店の登録

取扱店として登録した事業者には、改めて音更町商工会から店頭等に掲示していただくポスター・取扱店登録証明書及び換金請求書等を配布します。

7. 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、換金請求書に必要事項を記入のうえ、商品券裏面に取扱店が記入されている使用済クーポン券を添え換金場所に持参してください。

(2) 換金場所

音更町商工会 8：45～17：30 （土・日曜日、祝日は休館）

(3) 支払方法

音更町商工会は、使用済クーポン券を精査後、指定口座にクーポン券換金金額を速やかに振込します。

(3) 換金手数料

無料

(4) 換金請求期間

令和2年7月1日（水）から令和2年10月15日（木）まで。

※請求期限を過ぎた換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

8. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9. その他留意事項

- (1) この「募集要項」に記載されていない事項は、別途協議いたします。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、住所等）は、「おとふけ飲食店応援クーポン券取扱店」一覧表、音更町商工会ホームページ等により広報します。
- (3) 次のような場合には、事業の休止を検討することがある。
 - ア 十勝管内で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したことが判明した場合
 - イ 北海道知事による外出自粛要請が発出された場合
 - ウ その他新型コロナウイルス感染症の拡大等社会情勢に大きな変化が見られる場合

以上